

公 告

令和 7 年度満神鉾害ポンプ排水施設維持管理事業満神排水機場 2 号ポンプ設備等改修工事について、条件付一般競争入札実施要領に基づき条件付一般競争入札（事後審査型）を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

令和 7 年 4 月 4 日

小城市長 江里口 秀次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 令和 7 年度 満神鉾害ポンプ排水施設維持管理事業
満神排水機場 2 号ポンプ設備等改修工事
- (2) 工事場所 小城市牛津町 上砥川 地内
- (3) 工事内容 2 号主ポンプ設備（改修）
 - ・ 駆動エンジン更新 水冷ディーゼルエンジン 220 k w
 - ・ 減速機更新 平行軸歯車減速機（空冷式）
 - ・ 補機設備更新 真空ポンプ、冷却水ポンプ、空気圧縮機
 - ・ 補機設備新設 膨張タンク
 - ・ 電気設備更新 直流電源蓄電池
 - ・ 2 号自家発電設備撤去
 - ・ 遠隔監視装置新設
- (4) 予定工期 契約日から 令和 8 年 3 月 27 日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 有

2 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 令和 7 年度において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における機械器具設置工事の総合評定値（P）が 1100 点以上であり、かつ、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項により機械器具設置工事 A 級の認定を受けていること。
- (2) 過去 10 年間の実績において、公共工事での排水機場のポンプ設備（主ポンプ、減速機、エンジン、電気設備、自家発電機等排水運転に係る設備）工事を元請で、1 件あたり 50,000 千円以上の施工実績を有すること。
- (3) 佐賀県内発注工事において排水機場のポンプ設備（主ポンプ、減速機、エンジン、電気設備、自家発電機等排水運転に係る設備）の新設又は更新工事（ただし、主ポンプ 1 台当たり排水能力 1.0 m³/s 以上）の実績を有すること。
- (4) 排水機場の主ポンプの製作工（自らの工場で製作したものに限る）及び据付工（新設、更新、増設）の能力を有すること。
- (5) 九州北部管内（佐賀県、福岡県、長崎県）に本店、支店又は営業所を有し、本工事の契約ができるものであること。また当該本支店、営業所にポンプ故障時に緊急対応可能な技術員

が2名以上常駐していること。(出水期である7月～10月のポンプ稼働時に不具合が発生した際、6時間以内に現場立ち合いができる技術員が常駐していること。ここでいう技術員とは技術士又は、1級・2級ポンプ施設管理技術者の資格を有しているものとする。

- (6) 当該工事について、排水機場のポンプ設備の新設・更新工事又は修繕工事の施工経験を有する、建設業法第26条に規定する国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を工事場所での工事期間に専任で配置し得る者であること。(現地工事が行われておらず、機器を製作しているのみの期間は含まない)
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。
- (8) 令和7・8年度の小城市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (9) 本工事の入札参加資格確認書の提出期限日から開札の日までの間において、佐賀県及び小城市建设工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (10) 本工事の入札参加届提出期限日以前6か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (11) 本工事の開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
- (12) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。

3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

- (1) 入札参加届(様式第2号)
- (2) 同種工事の施工実績調書及び実績を証する書類(様式第6号)
- (3) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類(様式第7号)
- (4) 支店・営業所に係る技術者配置状況調書(様式第8号)
- (5) 営業所一覧表(様式第9号)
- (6) 経営事項審査結果通知書の写(有効期限内の最新のものの)
- (7) 現在事項全部証明書(公告日の翌日以降の最新のものの)
- (8) その他添付書類

○様式については、小城市ホームページ[<https://www.city.ogi.lg.jp>]に掲載しておりますので、ダウンロードするか、下記受付場所に問い合わせください。

4 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和7年4月4日(金)から令和7年4月11日(金)まで
(土曜日、日曜日を除く。)午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
小城市役所 建設部 建設課 管理係
電話：0952-37-6120 FAX：0952-37-6165
- (3) 提出方法 持参による

5 資料の閲覧

入札参加申込者に対する本工事の特記仕様書、関係図面、金抜設計書、その他見積りに必要な資料及び契約書案(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和7年4月4日(金)から令和7年5月7日(水)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

午前9時から午後4時まで

- (2) 閲覧場所 小城市役所 建設部 建設課 管理係

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2 電話 0952-37-6120

- (3) 複写申込 御希望の際は、ダウンロード用 URL を送付します。閲覧場所でお申し込み下さい。

6 入札及び開札

本入札方法は、小城市電子入札執行要領に基づく電子入札とする。

- (1) 入札期間

令和7年5月8日（木）午前8時 30 分から令和7年5月9日（金）午後5時までの電子入札システム稼働時間

- (2) 開札日時

令和7年5月12日（月）午前9時30分から

- (3) 開札場所

小城市役所

7 その他

- (1) 入札保証金

小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）第85条第1項第1号又は第2号の規定に基づくときは、入札保証金の納付を免除する。

- (2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、小城市財務規則第104条第2項の規定に基づくときは、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 落札者の決定

落札者は、入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）以下の価格で入札書比較最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格を提示した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- (4) 契約の方法、契約締結の時期及び工事費の支払い方法

- ① 契約は小城市建設工事請負契約約款により契約する。
- ② 完成前の工事費の支払いについては、小城市建設工事請負契約約款に定めるところにより行う。

- (5) その他

- ① 小城市建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定により最低制限価格を設定している場合は、見積もった入札金額が最低制限価格を下回る価格の時は、直ちに失格とする。
- ② 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用について設計図書等に記載された処理方法等により積算した上で入札すること。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行うこと。

- ③ 小城市発注の工期が重複する近接した工事を、同一業者が落札し契約した場合は、設計変更により諸経費の調整を行う。
- ④ 前金払 有（契約金額の40%以内）
- ⑤ 部分払 有（小城市財務規則第62条第3項の規定による。）
- ⑥ 入札心得については、下記へ問い合わせください。

8 問い合わせ先

この工事の質問は、令和7年4月18日（金）午後1時まで下記問い合わせ先へ書面で送付してください。（FAX可）なお、質問事項に対する回答は、入札参加者すべてに行います。

問い合わせ先	小城市役所 建設部 建設課 管理係 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号	0952-37-6120
FAX番号	0952-37-6165
メールアドレス	kensetsu@city.ogi.lg.jp